

## 議案第78号

職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

清水町長 阿部一男

職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和27年清水町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。